

著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本騒音制御工学会（以下「学会」という。）が編集する著作物の編集著作権及び著作権の帰属、ならびに著作権の使用について規定することを目的とする。

(編集著作権)

第2条 学会が編集した著作物の編集著作権は、その出版権者が学会であるか否かを問わず、すべて学会に帰属する。

(著作権)

第3条 学会が編集する著作物に掲載された論文、技術資料、記事等で当該著作物を特定できる方法でその氏名が明示してある著作物の著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。

2 学会が編集する著作物で、著作者各人の創作した部分に対応する氏名を特定又は明示しないものの著作権は、学会に帰属する。

3 学会が編集する著作物で、その著作権について別段の定めをした著作物の著作権は、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(著作権使用の委託)

第4条 学会が編集する著作物の全部又は一部の著作物で、その著作権を学会が保有しない著作物について、著者は著作権の一部（複製権、出版権、公衆送信権等）の使用を学会に委託するものとする。なお、著者自身が翻訳など自らの用途に使用することに制限はない。

2 著作権の使用は、学会が行う学術研究の普及・発展を目的とする事業の範囲とする。

3 前項の事業の範囲とは以下のものをいう。

1) 著作物の電子化による学術情報の公開と頒布。

2) 学会が実施する講習会、シンポジウムなど教育・普及活動における複製、引用、転載。

3) 学会の委員会報告書などにおける複製、引用、転載。

(第三者に対する著作物利用の許諾の委任)

第5条 学会が編集する著作物の全部又は一部の著作物で、その著作権を学会が保有しない著作物の非商業的利用（複製、引用、転載等）について、第三者から許諾を求められた場合は、著作者はその許諾の決定権を学会に委任する。ただし、この規定は、当該著作者が自らの著作部分について許諾を行うことを妨げるものではない。

(既出版著作物の取扱い)

第6条 第4条および第5条の規定は、学会が編集・出版した著作物で、既に公表されたものに掲載された著作物についてもこれを適用する。

(著作権者の責任)

第7条 学会が編集する著作物に掲載された個々の著作物の内容については、当該著作者が責任を負うものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成10年4月21日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日第 16 期理事会）
この規程は、平成 20 年 3 月 26 日から適用する。

附 則
この規程は、2019 年 7 月 18 日から適用する。